

令和元年度 チェーンソー以外の振動工具取扱い作業従事者教育ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部

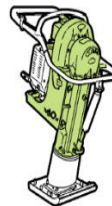
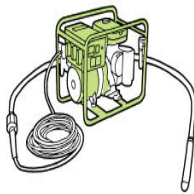
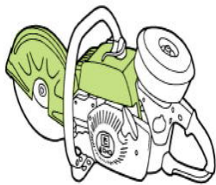
さく岩機やインパクトレンチ及びタンピングランマーなどの振動工具の誤った使用は、白ろう病等の振動障害を発症する恐れがあり、建設業における振動障害の労災認定者数は、全産業の割合の約6割を占めております。

これまで、振動工具取扱い作業時間は、振動の大きさに関係なく作業時間を一律1日2時間以内としていましたが、厚生労働省では、平成21年7月10日付労働基準局長通達により、**新しい「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係わる振動障害予防対策指針」を示し、国際基準の考え方に基づく作業管理を進めることと致しました。**

チェーンソー以外の振動工具を取り扱っている作業員の方は、この機会を利用して計画的に受講されますようおすすめします。

1 講習日時

日程	会場
令和 元年 9月 20日 (金)	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211



2 対象業務の範囲

- ① さく岩機、ピックハンマー、コンクリートバイブレーター、コンクリートブレイカー、タイタンパー及びチップングハンマーを取扱う作業
- ② エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具（刈払機など）で、可搬式のもの（チェーンソーを除く）を扱う作業
- ③ 携帯用のタイタンパーを取扱う業務
- ④ 携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削砥石の直径が150mmを超えるものに限る）を取扱う業務（金属、石材等を研削し又は切断する業務に限る）
- ⑤ 卓上研削盤又は床上研削盤を取扱う業務

3 受講対象者

上記2を対象とした、チェーンソー以外の振動工具を使用した業務に従事する者

4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料2,000円補助)
受講料・教材費	受講料 7,000円 教材費 1,230円	受講料 5,000円 教材費 1,230円
	合 計 8,230円	合 計 6,230円

5 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可、コピー可
- ② 写真 (縦4cm×横3cm・裏に氏名を記入) を申込書に貼付すること。

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送 (提出) して下さい。
(注2) 定員になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。
(注3) 電話予約は行っておりません。

(ロ) 受講料納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。(講習5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ④ 事前に窓口でも申込可能です。

(※受講料持参の場合はお釣りのないように準備していただくとスムーズに受付ができますので
ご協力お願い致します。)

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660
建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 修了証

所定の科目を受講した者に修了証が交付されます。

7 その他注意事項

- ① **受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。**
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。
- ④ その他の講習の日程は、建災防ホームページでご覧いただけます。

アドレス : <http://www.Kensaibou-yamagata.jp/>

検索【建災防山形県支部 または 建設業技能安全センター】